

お知らせ

アメリカ合衆国向けのワシントン条約対象航空輸送貨物に 紐付くCITES許可書等の移送方法の指定について

2025年12月18日
経済産業省貿易経済安全保障局
貿易管理部野生動植物貿易審査室

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(以下「ワシントン条約」という。)附属書II掲載対象貨物をアメリカ合衆国(以下「アメリカ」という。)に航空便にて再輸出した際、CITES再輸出証明書の原本が対象貨物に直接貼付されていないことをもって輸入通関されない事案が発生しました。その際、アメリカのワシントン条約管理当局からは、アメリカ連邦規則集(Code of Federal Regulations, CFR)50 CFR 23に則り、ワシントン条約対象貨物とCITES許可書等は必ず同伴しなければいけないと回答がありました。(特に最近変更があったものではありません。)

つきましては、アメリカ当局に確認した結果、以下のようにアドバイスを得ましたので、今後、アメリカ向けのワシントン条約対象航空輸送貨物及びそれに紐付くCITES許可書等の移送においては、以下のようにご対応ください。

必ずCITES許可証等原本(税關裏書き済み)を貨物の箱に同梱し、またその原本のコピーを貨物の箱の外に貼付すること。

※貼付するコピーには、「これはコピーであり原本は箱の中にある」旨、朱書きすること。例) This is a copy. The original is inside the box.

なお、ワシントン条約の具体的な執行に関しては各国の国内法令に委ねられていることから、最終的な輸入通関の判断はアメリカ政府となりますことご留意ください。上記以外の形で対応された際の通関手続きが円滑に進むかどうかは当室において確約出来かねます。例外的な対応を検討される場合は、アメリカ管理当局に直接お問い合わせください。

【参考】

◇50 CFR 23

※アメリカの連邦規則集(Code of Federal Regulations, CFR)特に野生動植物の保護に関する規則

· 50 CFR 23.26(b)

[https://www.ecfr.gov/current/title-50/part-23/subpart-B#p-23.26\(b\)](https://www.ecfr.gov/current/title-50/part-23/subpart-B#p-23.26(b))

- CITES文書は、輸入、海からの導入、輸出、または再輸出が行われる前に発行されなければならず、その文書は各貨物に同伴しなければならない。

· 50 CFR 23.27(a)

[https://www.ecfr.gov/current/title-50/part-23/subpart-B#p-23.27\(a\)](https://www.ecfr.gov/current/title-50/part-23/subpart-B#p-23.27(a))

-検査官は、有効な CITES 文書が出荷に同伴していることを確認し、貨物が規則に従わない場合には執行措置を取らなければならない。

◇ 2023 年 5 月 10 日付け通知 「アメリカ合衆国における CITES 実施規則」 No. 2023/060

<https://cites.org/sites/default/files/notifications/E-Notif-2023-060.pdf>

-アメリカ合衆国は、CITES の要件およびアメリカ合衆国の CITES 実施規則(50 CFR Part 23)に従い、アメリカ合衆国への輸入時に提示されるすべての CITES 文書は、輸出または再輸出の際に検査当局によって検証または認証されている必要があることを各締約国に再確認する。

【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723